

国際関連情報 FASB 情報

FASB の動向 (2019年5月～2019年7月)

ASBJ 専門研究員 えんどう かずと
遠藤 和人

ASU 案（公開草案）「開示の改善」の公表（2019年5月）

米国財務会計基準審議会（FASB）は、2019年5月6日に、会計基準更新書（ASU）案（公開草案）「開示の改善」を公表した。コメント期限は2019年6月28日であった。

米国証券取引委員会（SEC）は2018年8月に、開示に関する要求事項について修正及び簡

素化を行う規則を公表しており¹、本公開草案はその規則との整合性を取るために、会計基準上の表示及び開示に関する要求事項の明確化又は改善を行うものであり、幅広い会計基準書が対象となっている。

ASU 案（公開草案）「法人所得税（トピック 740）：法人所得税の会計処理の簡素化」の公表（2019年5月）

FASB は、2019年5月14日に、ASU 案（公開草案）「法人所得税（トピック 740）：法人所得税の会計処理の簡素化」を公表した。コメント期限は2019年6月28日であった。

本公開草案は、会計基準の複雑性を低減する「簡素化の取組み」の一環として公表されたものであり、主な内容は以下のとおりいくつかの例外規定を取り除くことを提案している。

(1) 期間内税配分において、継続事業から損失が発生し、非継続事業又はその他の包括利益累計額から利得が生じている場合の取扱いに関する例外

(2) 外国子会社が持分法適用会社となった場合の持分法投資に対する繰延税金負債の認識に関する取扱いに関する例外

また、以下の点についても提案が行われている。

(1) フランチャイズ税が部分的に所得を課税基準とする場合は、繰延税金資産及び繰延税金負債は本トピックに従い認識及び会計処理されること

(2) 課税されない事業体（パートナーシップなど）に対しては、連結上の法人税及び繰延税金費用の配分を行わなくてもよいこと（ただ

1 SEC Release No. 33-10532 *Disclosure Update and Simplification*
<https://www.sec.gov/rules/final/2018/33-10532.pdf>

し、企業の選択で配分することも可能)

ASU 第 2019-05 号「金融商品—信用損失（トピック 326）：限定的な移行措置の救済」の公表（2019 年 5 月）

FASB は 2019 年 5 月 15 日に、ASU 第 2019-05 号「金融商品—信用損失（トピック 326）：限定的な移行措置の救済」を公表した。

ASU 第 2016-13 号「金融商品—信用損失（トピック 326）：金融商品の信用損失の測定」の適用に際して、新たに組成又は購入した金融資産について公正価値オプションの適用を選択した場合、従来は償却原価で測定している類似の金融商品との比較可能性が損なわれていることが指摘されていた。

本 ASU では、ASU 第 2016-13 号の適用時に従来から償却原価で測定されていた金融資産

に対して、公正価値オプションの選択を認めるものである。これにより、類似の金融商品について比較可能性のある有用な情報が提供されることになる。

適用時期については、ASU 第 2016-13 号をまだ適用していない企業は、本 ASU はこれと同時に適用する。ASU 第 2016-13 号を適用済みの企業は、本 ASU は 2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及びその期中期間より適用する。ASU 第 2016-13 号を適用済みであることを条件に早期適用は認められる。

ASU 第 2019-06 号「無形資産—のれん及びその他（トピック 350）、企業結合（トピック 805）、非営利企業（トピック 958）：のれん及び識別可能な無形資産に関する非公開会社のための代替的な会計処理の非営利企業への拡大」の公表（2019 年 5 月）

FASB は 2019 年 5 月 30 日に、ASU 第 2019-06 号「無形資産—のれん及びその他（トピック 350）、企業結合（トピック 805）、非営利企業（トピック 958）：のれん及び識別可能な無形資産に関する非公開会社のための代替的な会計処理の非営利企業への拡大」を公表した。

2014 年に FASB は ASU 第 2014-02 号「無形資産—のれん及びその他（トピック 350）：のれんの会計処理」及び ASU 第 2014-18 号「企業結合（トピック 805）：企業結合時の無形資産の会計処理（非公開会社審議会（Private Company Council；PCC）のコンセンサス）」を公表し、のれんの事後的な会計処理及び識別可能な無形資産の会計処理の簡素化を行った。

本 ASU は、上述の ASU 第 2014-02 号及び ASU 第 2014-18 号の代替的な会計処理の適用

範囲を非営利企業に拡大することを提案しており、当該代替的な会計処理のガイダンスを修正していない。具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) トピック 350 の代替的な会計処理では、非営利企業は、のれんを 10 年間、又は 10 年未満の適切な耐用年数で定額償却を行う。
- (2) (1) の代替的な会計処理を選択する企業は、のれんの減損テストを企業レベルで実施するか、報告単位レベルで実施するかの会計方針の選択を行わなければならない。
- (3) 非営利企業は、企業（又は報告単位）の公正価値が帳簿価額を下回る兆候が生じた場合に減損テストを実施しなければならない。
- (4) トピック 805 の代替的な会計処理では、当該代替的な会計処理の選択後に発生した取引について、非営利企業は、顧客関連の無形資

産のうち他の事業資産から独立して売却又は使用を許可することができないもの、及び取得した競業禁止契約のすべてを、のれんに含めて償却しなければならない。

- (5) トピック 805 の代替的な会計処理を選択する非営利企業は、トピック 350 ののれんの償却の代替的な会計処理を採用しなければならない。ただし、トピック 350 の代替的な会計処理を選択した非営利企業は、トピック 805

の代替的な会計処理を選択することは必ずしも求められない。

トピック 350 の代替的な会計処理を選択した非営利企業は、将来に向かってすべての既存ののれん及び取得により生じる新たなのれんに適用しなければならない。トピック 805 の代替的な会計処理を選択した非営利企業は、将来に向かって最初の取引の発生から適用しなければならない。

ASU 案（公開草案）「トピック 326 のコード化体系の改善：金融商品—信用損失」の公表（2019 年 6 月）

FASB は、2019 年 6 月 27 日に、ASU 案（公開草案）「トピック 326 のコード化体系の改善：金融商品—信用損失」を公表した。コメント期限は 2019 年 7 月 29 日であった。

本公開草案は、2016 年 6 月に公表された ASU 第 2016-13 号「金融商品—信用損失（トピック 326）：金融商品の信用損失の測定」に関連して、その後の関係者からのフィードバックを受け、主に以下の内容について追加で明確化又は改訂の提案が行われている。

- (1) 信用棄損資産（purchased financial assets with credit deterioration；PCD 資産）に関して、直接償却後に信用状況の改善により回収が見込まれる場合には、貸倒引当金のマイナスとして認識することを明確化している。
- (2) ASU 第 2016-13 号の適用時に、過去に問

題の生じた債務の条件変更（troubled debt restructurings；TDR）を行っている場合、期限前返済に関する見積りを実効金利の計算に考慮するにあたって、条件変更前で見積りではなく、新基準移行日時点の見積りでよいこととし、これにより新基準への移行の煩雑さを軽減している。

- (3) 担保維持条項により信用リスクが保全されている金融資産の予想信用損失の見積りの測定については、償却原価と担保資産の公正価値を比較することにより簡便的に行う実務上の便法が認められているが、本公開草案では、債務者により継続的に担保が補充されるかどうかについて、債権者である企業は評価をしなければならない旨が明確化されている。

コメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」の公表（2019 年 7 月）

FASB は、2019 年 7 月 9 日に、コメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」を公表した。コメント期限は 2019 年 10 月 7 日である。

本コメント募集は、企業結合で取得された一

定の識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理に関する FASB のプロジェクトの一部として公表されており、公開の営利企業（Public business entities；PBEs）の財務報告を対象として意見を募集しているものである。な

お、「コメント募集」では、FASBの予備的見解は示されていない。

本コメント募集の中では多くの質問がされているが、現行ののれんの減損テストを実施するためのコストが増大しているという課題を受け、以下の2つのアプローチが検討されている。

(1) のれんの償却

(2) のれんの減損テストの修正

このうちのれんの償却に関して、非公開会社

及び非営利事業団体にオプションとして認められているのれんの償却を、公開会社にも再導入することについての是非に関する質問がされている。また、仮にのれんを償却するとした場合に、どのように償却期間を決定するかについての質問もされている。

FASBは、今後のステップとして、コメントを受け取った後、利害関係者からのフィードバックを補足するために、公式の円卓会議を主催するとしている。

ASU案（公開草案）「投資—持分証券（トピック321）、投資—持分法及びジョイント・ベンチャー（トピック323）、及びデリバティブとヘッジ（トピック815）」の公表（2019年7月）

FASBは、2019年7月30日に、ASU案（公開草案）「投資—持分証券（トピック321）、投資—持分法及びジョイント・ベンチャー（トピック323）、及びデリバティブとヘッジ（トピック815）」を公表した。コメント期限は2019年8月29日であった。

本公開草案は、2016年1月に公表されたASU第2016-01号「金融商品—全体（サブトピック825-10）金融資産及び金融負債の認識及び測定（トピック321）」の公表後、関係者から寄せられたトピック321の持分証券の会計処理とトピック323の持分法の関係、及びトピック815におけるフォワード契約及び買建オプションの関係に関する疑問について、取扱いを明確にすることを提案しているもので、主な内容は次のとおりである。

(1) トピック321に従った「容易に決定できる公正価値がない場合の持分証券」の測定の例

外を適用するために、企業は、新たに持分法を適用又は持分法の適用を中止することとなった取引と同一又は類似の投資における観察可能な価格の変化を識別できる場合には、持分法の適用又は中止の直前の公正価値の測定において考慮するべきであることを明確にしている。

(2) パラグラフ815-10-15-141(a)では、負債証券及び持分証券の特定の契約（フォワード契約及び買建オプション）に関する会計基準の適用範囲について示されているが、トピック323の持分法が適用される有価証券を購入するフォワード契約及び買建オプションについては取扱いが不明確であった。この点に関して、企業は原資産となる有価証券に持分法が適用されているかどうかは考慮するべきではない、ということを確認している。

ASU案（公開草案）「負債—転換とその他のオプションを含む債務（サブトピック470-20）及びデリバティブとヘッジ—企業自身の持分の契約（サブトピック815-40）」の公表（2019年7月）

FASBは、2019年7月31日に、ASU案（公開草案）「負債—転換とその他のオプションを

含む債務（サブトピック470-20）及びデリバティブとヘッジ—企業自身の持分の契約（サブ

トピック 815-40)」を公表した。コメント期限は2019年10月14日である。

本プロジェクトは、負債と資本の性質をもった金融商品の会計処理が複雑で不整合があり、財務諸表の修正の原因となっているという問題を解決するために取り組まれているものであり、本公開草案では、企業自身の株式に関連する転換商品（convertible instruments）及びデリバティブの適用除外について改善を図ることで、複雑さを解消し理解可能性を高め、財務諸表の利用者により目的適合性のある情報を提供することを意図している。

具体的には、転換商品について、転換負債及び転換優先株式に関する会計モデルを減少させることを提案している。これにより、現在の会計基準と比較して、ホスト商品と区別して認識される組込商品が減少し、一体処理されることになることとされている。また、これにより影響を受ける一株当たり情報に関する開示の限定的な改善も提案されている。